

明代茶馬貿易の研究(下)

—茶法を中心として—

谷 光 隆

目 次

- 一 四川・貴州・雲南の茶馬貿易
- 二 陝西の茶馬貿易
 - 1 茶馬司の置廢
 - 2 金牌信符と巴茶の官運 以上前号
 - 3 招商買運と私茶の流通
- 3 招商買運と私茶の流通

正統十四年以後、四川の保寧府よりする巴茶の官運と、

陝西の三茶馬司における金牌信符の制が、共に停止されたことは上述の如くであるが、しからばこれより後の茶馬貿易は、いかなる推移をたどったであろうか。この点についてまず注目せられるのは、七修類藁卷一二、国事類、西茶易馬考の条に、

自正統十四年。北夷寇陝。土達被掠。辺方多事。軍夫不充。止

將漢中府歲辦之數并巡獲私茶。不過四五万斤、以易馬。其于遠地。一切停止。

とあることで、これは恐らく楊一清の「為修復茶馬旧制第二疏」(皇明經世文編卷一一五、楊石澆奏疏)に、

近年。巡茶御史。招番易馬。止憑漢中府歲辦課茶二万六千二百余斤。兼以巡獲私茶。數亦不多。每歲約用。不過茶四五万斤。以此易馬。多不過數百匹。至千匹而止。

とあるによつたものであろうが、何れにしても正統十四年以後茶馬貿易を左右したものが、四川の巴茶でなく陝西の漢茶であったことを示唆している点において注目せられるのである。よつて次には此の点について検討を加えることしよう。漢中府の茶園に対する茶課の徴収については、すでに引用した如く実録の洪武四年十二月庚寅の条にこれ

が見え、その額数については同じくすでに引用した万曆會典の戸部、課程、茶課の条に、「陝西茶課。初。二万六千八百六十二斤一十五兩五錢。」と云っている。明初の茶馬貿易に充當された茶は、その殆んどすべてが四川の巴茶であつたせいも、陝西の漢茶に関する記載は意外に少ないが、しかし洪武以来正統に至るまで、とにかく四川の巴茶とともに陝西の漢茶が、少量ながらも茶馬貿易の資となつていたことは確かである^①。

さて、官茶による陝西の茶馬貿易は、正統十四年以後しばらく行われた形跡がないが、憲宗実録卷三三、成化二年八月辛丑の条には、次の如き記事が現れている。

兵部。以調發欠馬。奏上区画事宜。…一、陝西各辺。屢奏欠馬。訪得。西寧至甘州番族。多產馬之地。彼所欠者。茶与青稞。若与互市。則善馬一匹。不過用茶百斤。青稞十五石。以銀計之。所費五六兩。價值既輕。較之京師閔領。又免路途瘦損。今宜查取陝西官茶。就彼互市。茶如不敷。又糴買青稞。銀宜行戸部。暫借折糧銀五万兩。發甘肅總兵等官。照彼時估。貿易騎操。數足而止。…有旨。馬政近多廢弛。今所区画。悉宜准行。^②

すなわち陝西における茶馬貿易が停止されると、間もなく

オルドス方面は蒙古族の活動舞台となつて来たが、逆に中国側においては各辺において軍馬の數に不足を来たすようになっていた。そこでこれが補給の手段として、北京の太僕寺より寄養馬（京營の騎操馬とするために順天府下で領養している馬）を徵発することが行われたが、それは何としても長途の輸送にともなう困難があつたので、此の際しばらく中断されていた陝西の茶馬貿易を再開しようとするのである。そこで互市の資として目論んでいるのは、陝西の官

茶と戸部の銀兩であるが、この陝西の官茶というのは、先年来漢中府の茶課が三茶馬司に運び込まれたまま、使用されることもなく堆積されていたものごとである^③。漢茶の堆積についてはまた同実録卷四五、三年八月己亥の条に、

戸部會官。議巡撫陝西右副都御史項忠所奏事宜。…一、金州・西鄉・石泉・漢陰四処。自宣德十年至今。歲辦茶課。積有六十余万斤。歲久溼爛者過半。乞驗其堪用者。貿易銀布之類。不堪者。給民肥田。變易鈔貫。并今歲辦者。折收銀兩・絲絹等物。俱送布政司收貯。以備日後收買茶課之用。俟西番平定用茶之日。仍旧令民輪辦本色。庶官私之間。兩得其便。…奏入。詔從其

議。

とある。すなわち漢中府歳弁の茶課は、宣徳十年より成化二年に至るまでに六十餘万斤を積んで沓爛せるもの過半であつたため、成化三年以後の茶課はこれを銀兩・絲絹に折收して布政司に收貯し、本色茶課の徵輸は茶馬貿易の再開される時期をまつてこれを行おうとするのである。宣徳十年より成化二年に至るまでは三十二年間であるが、いま漢中府の茶課の歳弁額を二万六千八百斤とすれば、三十二年間には八十五万七千六百斤となる。この間に六十餘万斤の堆積が生じていたということは、漢中府の茶課が殆んど茶馬貿易のために使用されなかつたことを意味するものである。このことは正統十四年以後、陝西の茶馬貿易が四川の茶課によって行われなかつたのみならず、漢中の茶課によつても行われなかつたことの一証左であらう。

しかるに万曆会典卷三七、戸部、課程、茶課の条には、
 (成化) 五年。令陝西布政司。將金州等処茶課。自成化六年為始。仍收本色。其原折收銀布。候豊年收買茶斤。送各茶馬司收貯。以備易馬。

とあり、陝西布政司は成化六年以後、漢中府の茶課を本色で徵收し、これを各茶馬司に送つて易馬に備えることとし

ている。正統十四年以後中斷されていた陝西の茶馬貿易が再開されるようになったのは、恐らくこの時であらう。そのことは憲宗夷録卷七八、成化六年夏四月甲寅の条に、

巡撫甘肅右僉都御史徐廷章言七事。：一、西寧地方番夷食茶。如中國人民之於五穀。不可一日無者。本朝旧有茶馬之例。後曹停止。近又舉行。然民間絕無興販。而官府又無督辦之人。以致茶馬司見茶不滿千斤。乞勅所司。通查出茶州縣山場。定其則例。聽民採取。俱運赴西寧官庫收貯。換易番馬。給軍騎操。并与苑馬寺。作種孳牧。其民間所採茶。除稅官外。余皆許給文憑。於陝西腹裏貨売。有私越黃河及河・洮・岷邊境、通番易馬者。究問如律。：疏入。下所司知之。

と見え、茶馬の例は暫らく停止されていたが、近ごろまた舉行されるようになったと云つている点にも窺われるのである。しかし茶馬司には成化三年の積茶變売以後、新たに茶課の收貯されたものがなく、漢中府の茶産も當時はいまだ必ずしも多くなかつたので、茶馬貿易を推進するために、遠く山東・河南・湖広方面などからも茶斤を収買しなければならなかつた。^⑥しかしかかる四圍の情勢下において、漢中府の茶産はやがて異常な發展を遂げるに至るのである。

万曆会典卷三七、戸部、課程、茶課の条に、

正徳元年議准。勘処漢中所屬金州・西郷・石泉・漢陰等処。旧額歲辦茶課二万六千八百余斤。新収茶課二万四千一百六十四斤。俱照數歲辦。永爲定例。

とあり、^⑦国初以来二万六千八百餘斤であつた茶課の歳額が、正徳以後は五万一千餘斤と倍加しているのも、その一つの証拠である。^⑧しかし漢中府の茶課の歳額が五万斤になつたにせよ、かつて四川から数十万斤乃至百万斤の茶が陝西の茶馬司に運ばれたことを思えば、全く比較にもならぬ少額である。そこで成化以後における陝西の茶馬貿易については、官茶のほかに別に商茶のあつたことを考慮に入れなければならぬのである。^⑨すなわち従来は官府の強い統制下において、表面上全く茶馬貿易に介入することのなかつた商人が、ここにおいて活動の舞台に登場するのである。

さて、官茶に代つて商茶が重要な意味をもつようになつたと云うことは、換言すれば運茶の方法が官運より商運に転換したと云う程の意味である。而して漢中の茶がこれによつて三茶馬司に運ばれるようになったのは、明文の示す限りでは弘治三年以後のことで、孝宗実録卷四〇、弘治三

年七月戊寅の条に、

巡按陝西監察御史李鸞言。西寧等三茶馬司。為貯茶以易番馬而設。比年以賑飢。故開茶易粟。其為民則便矣。而茶馬司所積漸少。今各辺馬耗。而諸郡歲稔。無事於易粟以賑。請於西寧・河西二茶馬司。各開報茶四十万斤。洮州茶馬司二十四万斤。召商中納。每引不過百斤。每商不過三千斤。官取其十之四。余者聽其貨売。總之可得茶四十万斤。約易馬可得四千匹。數足即止。戸部議覆。從之。

とあるのが即ちこれである。成化年間には陝西地方にしばしば飢饉が起つたので、その救済のために商人を招募して納粟せしめ、^⑩商人にはその代償として茶馬司の茶を支給した。そこで茶馬司の積茶が少なくなると、今度は商人をして産茶地方において茶斤を収買し、西寧・河州二茶馬司に各々四十万斤、洮州茶馬司に二十四万斤を運ばしめ、総計一百四万斤の内より、官はその四割を納め（かくすれば官は茶約四十万斤を得て馬四千匹に易え得る計算である）、商人には六割を与えてその貨売を許すこととしたのである。これは確かに運茶法の上における一大変革であり、欽定続文獻通考卷二二、征權考、權茶の条の按文には、「此れ官運を變

じて商運となすなり。」と云っている。^①

さてその後弘治年間には、陝西の饑饉を救済するためや三辺の糧儲を充実するために、また商人を招募して糧料・草束を指定の倉場に上納せしめ、その代償として茶馬司の茶を放出することが屢々あった。いま万曆会典卷三七、戸部、課程、茶課の凡開中の条に見えるところを列記すると左の如くである。

(A) (弘治) 七年。以陝西歲饑。開中茶二百万斤。召商派撥欠糧倉分。上納備賑。

(B) (弘治) 八年令。免易馬。止中茶四百万斤。以資辺儲。

(C) (弘治) 十四年。以榆林・環慶・固原糧餉欠乏。將洮・河・西寧發完茶斤。量開四、五百万斤。召商上納餉銀。類解辺倉。糴買糧料。

(A)は実録には同年十一月壬子の条に、

以陝西西安等七府歲歉。命戸部開中茶一百万斤。召商納糧。以備賑濟。…

とあり、陝西布政司内における七府の饑饉を救済するために行われたもので、開中額は会典に二百万斤と云っているところが一百万斤となっている。(B)は同年八月甲戌の条に、

…各茶馬司茶四百万斤。募人入粟。以實辺儲。…從巡撫都御史許進及戸部郎中楊奇請也。

とあり、各茶馬司の茶四百万斤を開中して辺儲を充実したのである。(C)は同年五月丁巳の条に、

巡撫延綏都御史陳壽。上辺儲事宜。戸部覆議。請開中陝西茶四百万斤。于延綏令商人上納糧料・草束。…從之。

とあり、同じく閏七月丁酉の条に、

命於陝西。再開中洮・河・西寧茶五百万斤。以助各辺軍儲。從巡撫都御史周季麟等請也。

とある。すなわちこの年には三茶馬司の茶を五月と閏七月の両度に開中し、その合計額は九百万斤となったのであり、またその目的は共に辺儲の充実にあったのである。この弘治十四年の開中については世宗実録卷四五一、嘉靖三十六年九月辛亥朔の条にも、

先是。戸部議。陝西茶法易馬。正額茶外。類有贏余。節年陳腐可惜。所以先年広為開納。以助軍餉賑濟之用。如巡撫陳壽等開中四百万斤。布政林元甫開中五百万斤。係弘治年為内郡賑荒而增者。…

と見えている。すなわちこの場合、巡撫陳壽等の上言によ

つて四百万斤が開中された点は、孝宗実録の記事と一致して問題はないが、布政林元甫の上言によって五百万斤が開中された点とあるのは、孝宗実録に巡撫都御史周季麟等の奏請によって五百万斤が開中されたという記事と所詮同一の事実を指すものに違いない。また辺備の充実のためと内郡の賑荒のためとの相違も、ここではさして意に介する程のことはあるまい。かくして上記の三例に見られる弘治中の開中においては、漢中府の茶産が飛躍的に増大していたという前提条件が考えられると共に、一方弘治八年の令に「免易馬」とある如く、それは殆んど官茶として官貿易のルートに乗ることなく、転輸より貨売にいたる一切の過程が、終始商人の手によって支配されたという事情を汲み取ることができるのである。古今治平略卷二七、歴代馬政の条に、

茶馬法久弛。自弘治十年至十五年。止易馬五千四十三疋。而辺馬不足。辺軍困于買馬。

とあるのはその明証である。かくの如くにして商茶の範圍が殆んど無制限に拡大されると、それはもはや茶馬司附近の合法的な販売区域に止まらず、むしろ禁を犯して蕃境に

流通するに至り、ここに茶馬貿易の統制を紊す最大の問題が発生するのである。孝宗実録卷一九四、弘治十五年十二月庚子、監察御史王紹の奏言に、

洪武・永樂間。茶馬之法。三年一次。官運保寧府等處茶於西寧等茶馬司易馬。後此例不行。仍取漢中等處民納茶及巡獲私茶充用。歲遣行人等官巡視。成化初。專差監察御史。當時易馬。歲以万計。加之寺監所收。足給辺用。近年以來。十不及一。蓋緣私茶之禁不行、而召商報中之弊、復有以啓之。請自今停開中之例。嚴私販之禁。仍以民間所納、并巡獲私茶。与番馬及時互市。

と云っているのは之で、近年易馬の数が激減したのは、私茶の横行と開中法の実施によるものであり、これを停止することが茶馬貿易の衰勢を挽回するために忽ち必要な措置であることを指摘している。ここにおいて開中法は弘治十五年に一旦停止されたのであったが、漢中府より茶馬司への商運を何時までも停止するわけには行かなかつたので、これが改革の方法として、明史卷八〇、食貨志、茶法の条には、

(弘治)十六年。取回御史。以督理馬政都御史楊一清兼理之。

一清復議開中言。召商買茶。官買其三之一。每歲茶五、六十万斤。可得馬万匹。帝從所請。正德元年。一清又建議。商人不願

傾軋者。以半与商令自売。遂著爲例永行焉。

と見えている。これは督理馬政都御史楊一清の建議により、正徳元年、「招商買運、官商対分」の方式が定まったことを述べたもので、茶馬貿易の趨向を知る上にはなほ大事な意味をもっているが、その説明があまりに簡單なるがため、本旨とするところが明瞭でない。そこで以下にはその経緯を詳細に跡づけて見よう。

楊一清は弘治十五年十二月、兵部尚書劉大夏の拔擢をうけて南京太常寺卿より都察院左副都御史に陞り陝西の馬政を督理するに至ったもので、苑馬寺監苑の荒廢を回復し兼ねて茶馬貿易の改革に当つたのであるが、それは彼が正徳二年三月病を得て退任するまでの四箇年の事績にかかることである。さて右の問題にたいする彼の意見は、「爲修復茶馬旧制第二疏」(皇明經世文編卷二五、楊石澂奏疏)において最も精しく知ることができるので、繁を厭わずこれを摘録すれば左の如くである。

即ちまず延安府綏徳州知州洪平の呈称と、陝西按察司僉事唐希介の呈称を掲げ、漢中府の金州ならびに西郷・漢陰・石泉三県の課茶は、もと合計二万六千二百八十九斤十四兩

九錢であつたが、のち流民を招撫して里数が増添されたので、成化年間には増添里分について合計一万九百六斤十一兩の増課となつた。而して以後もなお引続き延安・慶陽・西安等の府の人民が流入して、開墾日に繁く栽種日に盛んであるが、茶課は旧額によつて新たに起課されることがないことを述べ、然る後、

：看得。漢中府前項産茶州県。国初。人民戸口不多。茶園亦少。所以額課止於如此。成化年間以来。各省逃移人民。聚集栽種。茶株數多。已經節次編入版籍。州県里分。俱各増添。戸口日繁。茶園加増。不知幾処。而茶課仍旧。致令各処奸頑官舍軍民、通年在山、收買私茶、通番交易寬利。以此番人不樂官市。沮壞馬政。相庇查理。按察司分巡閩南道官。覆勘未報。訪得。前項州県所産茶斤。不假種植。隨田而出。荒山茂林。耕治燔灼之余。茶從而萌蘗焉。民獲其利。一家茶園。有三五日程歷不遍者。有百余戸所佃茶園。止耕一戸茶課。其甚少者。亦多贏余。較之農夫終歲動動而恐不贍、又称貸以輸官者。難易不同。故漢中一府。歲課不及三万。而商販私鬻。至百余万。以爲常。是其明驗也。：查得。洪武三十年。欽依禁茶榜文内一款。本地茶園人家。除約量本家歲用外。其余盡數。官爲收買。若売与人者。茶園入官。欽此。照得。漢中府産茶州県。通年所出茶斤百數十万。官課・

歳用。不過十之二。其余俱為商販私鬻之資。若商販停革。私茶嚴禁。在山茶斤。無從售賣。茶園人戶。仰事俯育。何所資藉。彼見茶園無利。不復葺理。將來茶課亦虧。夫在茶司則病於不足。既無以副番人之望。在茶園則積於無用。又恐終失小民之業。若不從宜處置。深為不便。：

と云っている。国初、漢中府の茶園はその数も少なく、その面積も広くなかったので、そこから徴収される茶課の額数も従って多くはなかった。ところが成化以来開墾が進み、栽培が盛んとなり、なかには天然自然に繁殖するものもあったので、一家の茶園でも大きなものになると、これを巡覽するのに数日を要するものや、百餘戸が佃種しているものなどがあった。かようなわけで、漢中府の産茶額は、弘治の頃になると年間百數十万斤にも及んでいたのであるが、茶課は旧額のままで据置かれていたので、これに茶戸の歳用（自家の年間消費量を加えても産茶総額の一、二割にすぎず、その餘の百餘万斤は茶商によって自由に販売されていた。^⑭）そこに当面の問題があるのであるが（洪武の時代から茶課および歳用の外は、ことごとく官に収買することになっていた）、しかしこれを改革するに当って、茶商の營業を停止すれば、

茶園には茶が滞積して茶戸の生活が脅かされ、茶馬司では茶が欠乏して番人の希望に副うことができない。楊一清はかくの如く成化以来漢中府の茶産が飛躍的に増加したこと、及びそれにも拘わらず茶課の旧額によっていることが商茶—私茶の通行する最大の原因であることを指摘したが、ざりとて旧例の如く茶を官に収買し、陝西の軍夫を動員して茶馬司に運送すること（『官運』は、現に辺儲を輸送することだけでも困難な状況であるから、これを実行すればその労役にたえないとし、^⑮）そこで官民両便の法として提唱したのが招商買運の方式である。それは弘治十八年より始め、山西・陝西などの富商を招き、産茶地方に赴いてみずから資本を出して官茶五、六十万斤を収買し（毎商の買うところは一万斤以下とす）、これを各茶馬司に運送せしめ、茶馬司では到着せる官茶の三分の一を西寧・河州一衛に発売し（毎処七、八万斤ないし十万斤）、その価銀を官庫に収貯して商人に支払おうとするものである（茶一千斤ごとに価銀五十兩。その内訳は茶価二十五兩、蒸晒・裝籠・雇脚の費二十五兩）。^⑯）而して官茶の三分の一を発売して商価を償おうとするのは、国庫の欠乏によるものであるが、この方式によれば、到着せ

る茶のうちで三分の二が官貿易に充当されることになる。しかしそれは正徳元年にいたって修正され、到着せる茶の半分はこれを商人に与えてその自売を許し、官は他の半分を得てこれを馬に易えることとなったのである。

さて楊一清の改革の成果は、武宗実録卷二五、正徳二年夏四月丁酉の条に、彼の奏言として次の如く見える。

：及照西寧・洮・河三衛茶馬。旧規廢弛年久。官茶無積。私販盛行。西番畜牧。尽為私販所得。辺兵欠馬。乃累行伍陪償。臣嚴禁私販。広積官茶。申明旧制。招調遠近番人。共易兒・驕・騾馬一万九千七十七匹。計今三茶馬司処置見蓄茶四十五万余斤。足充二年易馬之用。是於三辺歲給戰馬。不為無補。至於招番一事。雖未嘗明復金牌之規。而実坐取茶馬之利。：

すなわち改革前私販の盛行していた当時には、西番の馬がことごとく商人の手に帰していたので、彼は茶馬貿易の正常化換言すれば漢中府の茶を官貿易のルートに乗せて、政府の手に馬を獲得せんとしたのであるが、これによって在任四年間に兒・驕・騾馬一万九千七十七匹に易えたと云うから、平均すれば一年に四千七百六十九匹の馬を買ったこととなるのである。

次に官商対分の法が始まって以来の茶馬貿易の趨勢は如何であろうか。明史卷九二、兵志、馬政の条には、

於正徳初。(楊一清)請。令巡茶御史。兼理馬政。行太僕・苑馬寺官。聽其提調。報可。御史翟唐。歲收茶七十八万余觔。易馬九千有奇。後法復弛。

とある。明史卷一八八、徐文溥伝に附載の翟唐伝によれば、彼は弘治十二年の進士で、山東寿光県の知県より召されて御史となり、その後浙江寧波府の知府を経て雲南嵩明州の知州に謫せられ、さらに陝西按察司の副使に遷って卒している。この間彼が御史であった時代には、正徳四年に湖広に出按したことも知られるので、前掲の明史兵志の記載は楊一清の改革直後に當る正徳前期のことと推定されるのであるが、この時期には歳々に七十八万余觔を取めて馬九千有奇に易えたとあるから、蓋し改革は一時多大の成果を収めたものと云うことができよう。

しかしすでに運茶の半額が商茶として陝西の辺境一帶に貨売されるようになった以上は、所詮茶馬貿易の上に良好な結果が期待出来そうにはない。すなわち商人が茶馬司に運び込んで官に納める茶は往往にして悪質のものであった

が、茶馬司の官吏はこれを十分に吟味することもなく収納したので、いざ西番との間に取引を行うという段になると、新陳錯出して用をなさないことが多かった。一方良質の茶は商人の手に在って商茶―実は私茶―となり、私茶の横行は正規の官貿易を側面から庄迫することになったのである。世宗実録卷一三七、嘉靖十一年四月丁亥の条に、

陝西巡按御史郭圻言。西寧・洮・河三茶馬司。積茶至二十九万。一千五百一十五篋。散塊私茶。亦十余万斤。徽・階二州・西安等衛。積貯尤多。宜令兵備・辺備等官、不拘年例之數、設法多易馬匹、以備征戰。事下兵部。議覆。延綏用兵。需馬為急。宜趣如御史言行。報可。

とあるのはかかる事態を反映したもので、西寧・洮・河三茶馬司には積茶二十九万一千五百一十五篋を生じたと言うが、一篋に含まれる正味の茶を三斤とすれば、八十七万四千五百四十五斤となる。ここにおいて同卷一六四、十三年六月乙卯の条にはまた、

戸部覆陝西巡按御史劉希龍奏茶馬四事。一、約開中以便召易。言。往年開中商茶。歲纔六十万斤。今增至百數十万斤。官茶沮滯。番馬不來。規制漸壞。宜定為格。每歲召商報中。限以

八十万斤。除對半給商。其在官者。歲以三十万斤易馬。余悉積貯。以備緩急。：議上。從之。

と見え、嘉靖十三年には毎歳の開中額を八十万斤と制限したが、この数は以後暫らくの間開中の定額となったもので、なおこのほかに課茶・私茶を合せて通計九十万斤が招番易馬の正額となったのである。しかし三茶馬司における商・私・課茶の滞積はなおその後も引続き、これが整理を見たのは嘉靖二十五年のことである。ついで万曆会典卷一五三、兵部、馬政、収買の条には、

（嘉靖）三十年題准。改造勘合。分給諸番。每歲依期。齎執前來。比号納馬。酬以茶斤。如有背違。調軍征勦。又題准。年例馬完。番有余馬。司有余茶。許其增中解牧。洮州增至一千二百五十四。河州增至一千七百四十四。西寧增至二千四百三十四。

とあり、嘉靖三十年には三茶馬司の易馬額が増大しているが、嘉靖三十六年以來は陝西辺鎮の軍餉を充実する必要から、弘治中の例にない定額外においてさらに一百万斤を開中したので、この頃から再び商茶の過剩を来たし、正規の官貿易は庄迫を蒙るようになったのである。かくして万曆会典の同卷同条にはまた、

(嘉靖) 四十三年題准。以後毎年開茶。仍止五、六十萬斤。商人以一百五十名為止。勒限買茶報中。

とあり、嘉靖四十三年以後は毎歳の開中額を五、六十萬斤に減じている。

なお茶馬貿易の資となる中国の茶は、もと陝西の漢中府、四川の保寧府などの茶であったが、万曆の頃になると商人は産額が多くて値段の安い湖南の茶に目をつけ、これを買込んで私茶のルートに乗せるようになった。そこで万曆二十五年、戸部は実情に即した折衷的改革を行い、漢茶を主とし湖茶をもつてこれを佐けるという建前から、茶引を支給するに当つてもまず漢引を支給し、漢引が足らなければ湖引を支給するという態度をとつたのである。しかし清朝、姜図南の「酌趨湖茶并行辺茶疏」(道光榆林府志卷四〇 藝文志)に、

茶法中馬。故明旧有川茶・漢茶・湖茶。川茶自隆慶三年。題改折餉。臣前有蜀省文移一疏。業經覆議行。彼中撫按。酌議開徵。漢茶。自万曆十四年。題改折餉。所有茶園茶課。見在催徵冊報。每歲招商散引。前往漢南及湖襄。收茶轉運。官商對分。以供招中耳。顧漢南州。產茶有限。且層巖複嶺。山程不便。商人大

抵。浮漢江於襄陽接買。：

とあるによれば、明末においては川茶・漢茶を差置いて、最も流通していたのが湖茶であったことは疑いない。

さて曩に、弘治以後商運が行われるようになってから、商茶の進出が著るしくなったが、商茶の進出はやがて私茶の横行に繋がるものであることを云つた。私茶とは云うまでもなく密貿易に使用せられる茶のことである。元來、明朝では国初から一貫して官吏・軍民がみだりに西番と貿易を営むことを禁じており、太祖実録卷一〇六、洪武九年五月己卯の条には早くも、

禁秦蜀軍民。毋得入西番互市。

と見える。しかし官府の統制が厳しければ厳しだけ、密貿易の利益は大きいので、禁令の効果は当初から必ずしも挙っているわけではなかった。そして私茶が出境すればするだけ、番人の官茶にたいする需要は減退するので、正規の官貿易はこれによって側面から圧迫をうけ、馬価の騰貴、茶価の下落を来たすのである。されば私茶の出境を防止するためには、明朝政府においても関隘の巡禁を厳にするなど、種々対策に腐心したのであるが、なかんずく最も重要

なものは、洪武二十六年以来実施せられた金牌信符の制である。但し金牌信符の制は、金牌信符それ自身が重要なのではなく、むしろ之に先立つ官運こそ大切なのである。つまり官運においては、茶馬司に到着した茶の全額が正規の官貿易の対象となるのである。しかるに金牌信符の制は、前述の如く正統十四年に停止せられ、その後茶馬貿易は一時中止されていたが、成化六年に至って復活し、ことに弘治三年以後は官運に代って商運が始まった。商運においては茶馬司に到着した茶の半額は商人の自売にまかされるのである。私茶は国初以来常に存在するところであるが、商運の開始とともに大量に番境に接近し得た商茶は、必ずや私茶としても従来の規模を上回る影響を与えたことであろう。楊一清の「為修復茶馬旧制以撫馭番夷安靖地方事」(皇明經世文編卷二一五、楊石澗奏疏)には次の如く云っている。今、各省の軍民が多数西寧・河州・洮州方面に流聚し、羣党をなして深く番境に入り、西番との間に密貿易を行っているが、ただ軍民のみならず將官・軍官も家人・伴当を遣わして同様のことを行っており、軍衛・有司のよく制御し得るところではない。思うに洪武・永樂年間には私茶の禁が嚴

重で、これを犯す者は死に処したから、当時は私茶を販売する者が少なく、間々あっても少額であったが、今は沿辺の鎮店に積聚丘の如く、外境の夷方に載行蟻の如しと云う有様である。これは禁令が軽きに失する(五百斤以上は充軍、以下は徒刑)からであると。また梁材の「議茶馬事宜疏」(皇明經世文編卷一〇六、梁端肅公奏議)には次の如く云っている。茶司の周環地方は人民の数が幾何もないが、商人の茶はややもすれば数万斤に至るので、これを短期間にことごとく売り捌くことはできない。しかし商人は家を去ること千里であり、長期間ここに滞在しているわけにも行かないので、止むを得ずその茶を居民に賒寄(かけうり)し、居民はこれを家ごとに積み戸ごとに蓄え、屋を塞ぎ棟に充つ状態である。さればこの茶が番人に通ぜざらんことを欲してもそれは出来ないことであり、かくして通番する者はみな茶司地方の居民、その茶はみな商人抽分の茶で、交易した馬匹は商人の往來を待って興販しているのが実情である。また世宗實錄卷一一〇、嘉靖九年二月癸酉の条に、

今。禁罔疏濶。奸商私市。彼皆取足賈賤。而不煩仰給于官。

とあり、神宗實錄卷二八二、万曆二十三年二月丙午の条に、

奸商利湖南之賤。險境私販。番族享私茶之利。無意納馬。而茶法馬政兩弊矣。

とあるものや、万曆四川総志卷二一、經畧志、茶法の条に、

近年以来。法弛人玩。朝廷雖禁之。而權要私主之。致令商旅滿閩隘、茶船徧江河。每茶百斤。私稅白銀二錢。或金五分。一年所得。不下五六万兩。

とあるものなども之である。^⑤

以上の如く見て来ると、正統十四年或は弘治三年を重要な転機として、陝西三茶馬司の茶馬貿易には、前後二つの時期があったと考えてよいであろう。楊一清の「為修復茶馬旧制以撫馭番夷安靖地方事」(皇明経世文編卷一一五、楊石菴奏疏)に、

頃自金牌制廢。私販盛行。雖有撫諭巡察之官。卒莫之能禁。坐失茶馬之利。垂六十年。豈徒辺方欠馬騎征。將來遠夷。既不仰給我茶。敢謂与中国不相干涉。意外之憂。或從此生。

とあるのは、弘治十六年という時点に立って茶馬貿易の推移を回顧した場合、正統十四年の金牌信符の停止以後が、特に弛緩の時期と見做されたのである。また皇朝馬政紀卷

一二、陝西三茶馬司馬の条に、

祖宗旧制有金牌。示諭番人。以茶易馬。成・弘前。遵此法行。

馬称蕃息。正・嘉以後。此牌廢闕。台臣奉勅歲巡辺。止懲各兵道將領委官。縛約衆番。名曰招易。祖宗旧制既更。而且近年以来。往往求増額外之數。以致番夷過期而不至、馬數愆年不完。皆緣金牌廢置。

とあるのは、明末という時点に立って回想した場合で、金牌信符の停止された時期を正しく把握していないが、茶馬貿易の推移を成・弘以前と正・嘉以後に分けて盛衰を説いている点が注目されるのである。而して「往往額外の数を増さんことを求む」と云うのは、商人の開中額について云ったものと考えられるから、成・弘以前と正・嘉以後とに分けるのも官運から商運への転換を目安としているものと思われ、その場合弘治三年の創制よりも、正徳元年の定制を重視する立場を取ったものであろう。招商買運の制が茶馬貿易の統制を紊す根本要因となつたと云う考えは、また万曆陝西通志卷一〇、馬政、附録の条に、

番世寧曰。蕃人以茶為命。中国以茶易馬。非徒資職用。且以制其死命也。国初。立金牌之制。名曰差發馬。所以尊朝廷体統最善也。乃後蕃族日有變易。金牌之制難挽矣。於是。有輪年招易之

規。招易者即互市之遺意也。此於傳統已失矣。願自正德後。廢給銀之令。行抽分之法。於是。官商皆得易馬。而善馬。易於商茶矣。夫抽分法。偶因官裕一時之匱。暫為權宜之処耳。乃至今。循而不改何哉。

とある点にも窺われるのである。

さて然らばこの茶馬貿易ことに招商買運の制と、民間牽收制度との關係は如何であろうか。明代における民間牽收の制度は、南北兩直隸・山東・河南の民間の馬戸に種馬を領養せしめ、その本生の孳生駒が一定の年齒・身高に達した時、これを備用馬と称して京師の太僕寺に起解し、やがて京營の騎操馬とすることにその本旨があった。しかるに明代中期になると備用馬の形質が低下して来たので、正徳二年には従来の徵駒に代って買俵（『朋合買解』）の方式が公認されるようになったのである。この時買俵の対象となつた馬匹は、その尽くがいわゆる「西馬」であつたわけではないが、その中に西馬がかなり多く含まれていたことは疑いない。今この点について考察するに、万曆景州志卷三、兵馬の条には、

夫牧馬所孳。既不堪俵。而其歲俵之數。皆市于開封、真定諸処。

則閩閩之下。破質蕩産。朝夕飼養者。皆無用之物也。

とあり、景州は河間府内に在るが、起俵に際しては開封府・真定府などの処において馬を市つたと云っている。このうち真定府は河間府の西境に隣接し、且つ北直隸において最も養馬の額数が多い処であるが、開封府の方は河南に在つて景州よりの距離はかなり遠く、且つ養馬の額数も甚だ少ない。また開封府に限らず衛輝・彰徳・帰徳の三府も同様で、これらはいずれも開封府より更に少ない。かかる位置にある開封府が市馬の地として特筆されていることは餘程注目に値することである。

一体、北直隸の地理は北京より開封に向つて南方や西に偏して延び、特にその南端部は山東・河南の省界に挟まれつつ一条の隘路となつて遂に黄河に達し、開封府をその前面に望んでいる。これを逆に開封府の方から順次北に向い府名をもつて呼べば、大名府・広平府・順徳府・真定府・河間府・保定府をへて順天府となるのである。而してこの六府の養馬州縣數、派養種馬の額數、および毎歳の備用馬額數を、万曆会典によつて表示すれば次頁の如くである。

一見して明瞭なように、種馬および備用馬の額數は、大

府名	州 県 数	種 馬 額 数	備 用 馬 額 数
大名府	一州一〇県	一〇、八八〇匹	二、一七六匹
広平府	九県	三、七七〇匹	七五四匹
順徳府	九県	三、七二五匹	七四三匹
真定府	五州二六県	一七、六三五匹	三、五二七匹
河間府	二州一六県	五、三六〇匹	一、七〇二匹
保定府	三州一七県	七、九四五匹	一、五八九匹

名・真定の二府において最も多いが、州県の数から考えると、中でも大名府の場合は他の諸府に比して倍額以上となるのである。而してこの大名府こそは北直隸の南端に位置して開封府に迫近しているのであり、このことは何等か特別の意味を有っているように思われる。この疑問を解決するために極めて有力な示唆を与えてくれるものは、天下郡國利病書卷五、北直、大名府志の条に見える左の記事である。

故事。俵馬悉隨孳生。近則必市西馬。費每數倍。(田賦志)

近年以来。辺方多事。馬非臚壯。不准印烙。往往市西馬以充額。費乃十倍。民不堪命矣。(馬政志)

大名府志には右のごとく二個所にわたって俵馬に關する記載があり、近年以来は「西馬」すなわち陝西の茶馬貿易に

よって内地に將來された馬匹を市買して額數に充てるようになったため、馬戸の負担が非常に重くなったことを云っている。明刊の大名府志には、正統十年趙本纂修の十卷本、正徳元年唐錦纂修の十卷本、嘉靖三十七年潘仲騷・趙慎修纂修の二十九卷本があり、潘・趙本には万曆年間の補版がある。利病書に採録した記事がこのうちの潘・趙本に拠ったことは間違いないが、それが嘉靖の原本に拠ったものか、万曆の補版に拠ったものかは遽かに断定しがたい。それは暫らく措くとしても、大名府が備用馬の起俵にあたり、陝西の茶馬を市買したことは動かせぬ事実であるが、陝西の茶馬が大名府に流入するためには、それはまず開封府に到着したであろう。従って大名府が西馬を市買したのは、やはり開封府方面からであったことと思われるが、また大名府が種馬・備用馬の額數において、他の諸府を遙かに上回っているのも、要するに戦馬として最も優秀な素質をもつこの西馬を、最も獲得し易かったと云う地理的条件によるものではあるまいか。

さきに景州志が開封において市買すると云った馬匹も、恐らくはこの西馬であったであろうが、またもう一つの市

買の地と云っている真定については、嘉靖真定府志卷一六、兵防、馬政の条に、

及孳生不如式。勢不得不市西馬。応俵費每過倍。至有傾産以償官課者。

とあり、遅くとも嘉靖の頃には真定府自身の起俵において、西馬を市買することが盛んに行われていたのである。されば景州より真定に行つて市買すると云う場合にも、何れはこの西馬か、或は西馬の血統を濃厚に引いた馬匹であつたであろう。すでに大名・真定・河間諸府において西馬を市買したことが明らかとなつた以上、広平・順徳・保定の諸府においても事態はほぼ同様であつたと考えなければならぬ。實際、西馬は戦馬として最も期待せられていたところで、崇禎六年李守鐫の「条奏出征事宜疏」にも、^⑤

一、請西馬。京營馬匹。都係民間孳牧之駒。恐不任衝突之用。 応將西寧買到戰馬。請發每營五百匹。以為衝堅陷陣之用。

と云っているが、陝西の茶馬は明代中期以後大抵三辺四鎮に輸送されるようになっていたところ、明末崇禎のときには京師にも輸送されるようになったので、ここには五軍・神樞・神機の三大營に各々五百匹の發給を要請しているの

である。その際京營の馬匹は、すべて民間孳牧の駒に係るもので、実戦の役に立たないように云っているが、無論さうした馬匹も多かつたであろう中に、北直隸起解の備用馬などには、そのいわゆる西馬も混入していたことは、事実として認めざるを得まい。従つて「都すべて」と云うのは過当の言である。

思うに陝西の茶馬貿易においては、直接政府の手によつて行われる官貿易のほかに、茶商ないし軍民・勢要によつて行われる私貿易があつた。かかるルートによる統制外の馬匹は、それが辺鎮のほかかくの如く内郡へも流入し、備用馬の起解に當つてはまた市買の対象ともなつていたのであろう。かく考えて来ると、明代における民間孳牧の体制は、国初その基礎が置かれる際、戸馬種馬の供給源として陝西の茶馬貿易と密接な関係を有したばかりでなく、中期以後においても、備用馬の買解過程を通じて、またこれと密接な関聯を有したものと云わなければならない。

① 宣宗實錄卷七〇、宣徳五年九月丁卯の条には、漢中府に貯えるところの茶五万斤を洮州に運んで馬を市つたとの記事があり、また万曆会典卷三七、戸部、課程、茶課の凡関運の条には、正統八年の奏准として、金州の茶を西寧茶馬司に運んで馬に易えたとの記事がある。

- ② これは王復の区画事宜疏(皇明經世文編卷九四、王莊簡奏疏)の文である。
- ③ なお皇朝馬政紀卷一二、甘肅苑馬寺の条参照。
- ④ 万曆会典卷三七、戸部、課程、茶課の条には「成化三年奏准。西寧・洮・河茶馬司。積多餘茶。年久濕爛。今後廳茶。每百斤收銀五錢。芽茶三十五斤。亦量取五錢。無銀。收絲絹等項。俱解本省有司收候。以補取買茶課支用。」とあり。
- ⑤ 徐廷章の上言は、皇明經世文編卷七〇、徐中丞奏疏の中に見えている。
- ⑥ 憲宗實錄卷八七、成化七年正月庚子。同卷九一、七年五月戊寅。
- ⑦ 万曆陝西通志卷八、茶法の条には「初。二万六千八百六十二斤一十五兩五錢。弘治十八年。新增二万四千一百六十四斤。并旧五万一千二十六斤一十五兩五錢。見今茶課。五万一千三百八十四斤一十三兩四錢。係漢中府鳳西郷・石泉・漢陰。及興安・紫陽五州縣歲弁。分解各茶馬司。」とあり。
- ⑧ 漢中府下五州縣の課茶五万餘斤を三茶馬司に運搬するには、西安・漢中・臨洮・鞏昌・平涼・鳳翔六府より夫価(茶夫の脚価)を漢中府に類解して取附し、前記五州縣の大府が茶を解つて漢中府に到ればその価銀を受領して自ら雇脚し、漢中府より徽州へて鞏昌府に至り、これより三茶馬司に運搬するのが例であった(皇明經世文編卷一〇六、梁材、梁端賚公奏議、議陝茶運疏參照)。
- ⑨ しかしそれら先立って一言注意しておかなければならぬことは、成化以後における陝西の茶馬貿易においても、四川の巴茶が全く運ばれなかったと云うわけではないのであつて、憲宗實錄卷二二六、成化十九年春正月壬寅の条によれば、漢中府歲弁の茶課二万六千餘斤は、當時進貢の番僧に対する給賜の茶額(四、五万斤)にも足らなかつたので、成化十九年以後は毎年、保寧府の茶課十萬斤を陝西の茶馬司に

運び、給賜の欠額を補つた後は馬の資に充てるようにしたと云うのである。このことは万曆会典卷三七、戸部、課程、茶課の条にも記載されているが、数万斤は勿論當時の茶馬貿易を左右するような額ではないし、また弘治以後四川の茶課が多く折納される傾向にある(國朝典彙卷九五、戸部、茶法、弘治三年十月。孝宗實錄卷九九、弘治八年四月癸酉の条參照)ことも、一方に漢中の茶産の増大を暗示するものである。

⑩ 明史卷八〇、食貨志、茶法。

⑪ 万曆会典卷三七、戸部、課程、茶課の凡馬馬の条には「弘治三年。以各辺欠馬。令招商報茶。西寧・河州各四十萬斤。洮州二十萬斤。運赴原撥茶馬司。以茶百斤。易上馬一匹。八十斤。易中馬一匹。」とあり、同じく凡開中の条には「弘治三年。令陝西巡撫并布政司。出榜招商。報中給引。赴巡茶御史処掛号。於産茶地方。收買茶斤。運赴原定茶馬司。以十分為率。六分聽其貨売。四分驗收入官。」とある。

⑫ 万曆会典卷三七、戸部、課程、茶課の凡開中の条に「(弘治)十五年令。今後不許召商中茶。」とあり。

⑬ 孝宗實錄卷一九四、弘治十五年十二月辛酉。武宗實錄卷二四、正徳二年三月庚申。なお、この間彼は右都御史に陞格している(武宗實錄卷一五、正徳元年秋七月癸未の条參照)。

⑭ 楊一清の与内閣吏兵諸先生第四書(皇明經世文編卷一一八、楊石淙文集)には「至于四川東郷・利州諸處。誠今日私販之淵藪。其地密邇漢中。……」とあり、漢中府のみならず、これに隣接する四川の諸地域も當時私販の淵藪となつていたのである。

⑮ 楊一清の為修舉馬政事(皇明經世文編卷一一四、楊石淙文集)には、陝西地方の軍民は近年以來、虜變に困しみ、餓飢に困しみ、賑輸に困しみ、修築に困しみ、陝西各衛所の行伍は空虚で征操備禦にもなお人を欠く有様であると云っている。

①⑥ それは万曆会典卷三七、戸部、課程、茶課の凡開中の条に「弘治十七年令。召商收買茶五、六十万斤。依原擬。給銀定限。聽其自買自運。至各該茶司。取實收查驗。仍委官於西寧・河州二衛發兌。銀兩官庫收候給商。」と見えている。

①⑦ 楊一清の爲修拳馬政事（皇明經世文編卷一一四、楊石稜文集）にはまた「公私置竭。裕藏空虛。別難措置。」とあり。

①⑧ 世宗実録卷一四七、嘉靖十二年二月庚子。

①⑨ なお万曆会典卷一五三、兵部、馬政、收買の嘉靖十一年議准を参照。

②① 明史食貨志詠註、茶法の註（一四六）参照。

②② 万曆会典卷三七、戸部、課程、茶課の凡開中の条にも「（嘉靖）十三年奏准。今後開茶之期。商人報中。每歲至八十万斤而止。不許開中太濫。致壞茶法。」と見えている。

②③ 世宗実録卷四五、嘉靖三十六年九月辛亥朔。なお梁材の議茶馬事宣疏（皇明經世文編卷一〇六、梁端肅公奏議）には「：姑以今日茶法言之。每年三茶馬司。漢中府解納課茶。洮州一万一百九十餘斤。河州一万八千三百七十餘斤。西寧二万五千六百餘斤。其各商茶。亦赴三茶馬司抽分。又各數十萬斤。官茶貯庫。商茶就彼發兌。其各府衛州縣衙門捉獲私茶。又解各司貯庫。是商・私・課茶。皆聚於三辺茶馬司矣。」とあり。

②④ 世宗実録卷一八八、嘉靖十五年六月乙未の条には「巡茶御史劉良卿言。：今計三茶司所貯。每歲易馬之茶。洮・河可足三年。西寧可足二年。而商・私・課茶。又日益增。積久腐爛。而無所用。：」とあり、万曆会典卷三七、戸部、課程、茶課の凡禁約の条には「（嘉靖）十五年題准。今後陝西三茶馬司積茶。止留二年之用。每年易馬。計該正茶外。分毫不許夾帶。」とあり。なお嘉靖二十五年の整理については、世宗実録卷三一七、同年十一月丁卯および万曆会典卷三七、戸部、課程、茶課、凡折給の条参照。

②⑤ 世宗実録卷四五、嘉靖三十六年九月辛亥朔。

②⑥ なお世宗実録卷五三二、嘉靖四十三年三月戊申の条参照。

②⑦ 明史卷八〇、食貨志、茶法。神宗実録卷二八二、万曆二十三年二月丙午。同卷三〇八、二十五年三月甲辰。

②⑧ 太祖実録卷一六八、洪武十七年十一月乙酉の条には、陝西都司が私茶を販賣する者百四十人を捕獲した記事がある。

②⑨ 太祖実録卷二五〇、洪武三十年二月丁酉の条に「適因私茶出境。馬之入五市者少。于是。彼馬日貴。中國之茶日賤。而彼玩侮之心漸生矣。」、英宗実録卷一八、正統元年六月辛丑の条に「客商持有執照文憑。惟販私茶。官課糶五、七年不完。遂致官茶價低、買馬不便。」、世宗実録卷一一〇、嘉靖九年二月癸酉の条に「今禁鬪疏濶。奸商私市。彼皆取足賈賤。而不煩仰給于官。」、神宗実録卷二八二、万曆二十三年三月丙午の条に「番族享私茶之利。無意納馬。而茶法馬政兩弊矣。」とあり。

②⑩ 太祖実録卷二五〇、洪武三十年二月丁酉。

②⑪ 但し金牌を齎らす内官でさえも私貨を來帶して入番する者があったし（宣宗実録卷九八、宣德八年春正月癸亥）、茶を運んで番に入る洮州等の三衛の軍官も往往にして私茶を來帶したので（英宗実録卷一三三、正統十年九月己亥〔梁本王申〕）、金牌信符の制においても私茶の随伴が絶無ではなかった。

②⑫ 尤もこの間においても私茶による密貿易は行われていたのであり、憲宗実録卷四五、成化三年八月己亥の条に「戸部會官。議巡撫陝西右副都御史項忠所奏事宜。一、西寧・洮州・河州。俱有茶課司。市易番馬。以給甘肅・寧夏・延綏三辺征戍之用。旧制。每歲再遣行人巡視。今。旁家及射利之徒。往往交通守備官。私販入番。於是。茶馬之政。遂壞。行人職卑言輕。難以禁制。乞依巡撫事例。暫遣風力御史一員。往督其事。俟茶馬既通之日。仍准旧制行之。：奏入。詔從其議。」とあるのは之である。

⑳ 孝宗實錄卷一五七、弘治十二年十二月乙卯、巡按陝西御史王憲の奏言、同卷一九四、十五年十二月庚子、監察御史王紹の奏言参照。なお、是よりさき宣徳のときに運茶支塩の例があった際にも同様の現象があった(英宗實錄卷一八、正統元年六月辛丑の条参照)。また梁材の議茶馬事宜疏(皇明經世文編卷二〇六、梁端簡公奏議)にも「蓋陝西通番之路有三。一曰階岷。一曰臨洮。一曰蘭州。黄河為限。関隘為險。三路嚴守。則茶豈能飛入番境哉。今商・私・課茶。皆以文引渡河。歴関而至茶司矣。」とある。

㉑ 王廷相の啟茶(皇明經世文編卷一四九、王氏家藏文集)の文もこれ

とほぼ同様である。

㉒ 拙稿「明代馬政の一考察―北直隸における備用馬の起解と馬価銀の折納―」(東方学第二十一輯所収)参照。

㉓ 督戎疏紀卷五。

㉔ 万曆河間府志卷五、財賦志、馬政の条に「陳士彦曰、然所募之駒、類皆弱小。所在人戸解馬匹。如赴敵場。一不中程。慟哭以去。」とあり。

(茨木高等学校教諭)